

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から消費税（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度大崎町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況は、次のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）交付決定額 174,281 千円

【歳出】

社会保障施策に要する経費 2,858,217 千円

（単位：千円）

区分	令和6年度 決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	2,027,187	1,288,245	0	258,842	480,100	76,282
社会保険	701,511	166,880	0	2,078	532,553	92,133
保健衛生	129,519	14,395	0	78,198	36,926	5,866
合 計	2,858,217	1,469,520	0	339,118	1,049,579	174,281

（区分の説明）

- ・社会福祉では、障害者自立支援給付事業、食の自立支援事業、保育所運営費等の事業を実施しています。
- ・社会保険では、財政安定化支援事業繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、療養給付費負担金等の事業を実施しています。
- ・保健衛生では、各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業等の事業を実施しています。